

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和2年7月

総務省

1 改正の趣旨

地方税法の規定に基づき、関係税目の細目を定める。

2 主な改正の内容

ふるさと納税指定制度における指定を受けようとする地方団体は、原則として、指定対象期間（毎年10月1日から翌年9月30日まで）の初日の属する年の7月1日から同月30日までの間に申出書等を提出することとなっているが、指定を受けていない地方団体については、指定対象期間の初日の属する年の翌年の4月1日から同年8月31日までの間に、1回に限り、申出書等を提出できることとする。

※ 上記のほか、提出を求める申出書等について、所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日